

学習教育戦略研究所規程

平成30年3月26日

放送大学学園規程第2号

改正 令和2年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年10月11日放送大学学園規則第3号）第8条の2の規定に基づき、学習教育戦略研究所（以下「研究所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、放送大学学園（以下「本学園」という。）の保有する学習・教育情報の分析等を通じたより効果的な学習・教育方法の調査・研究を行うとともに、各種情報の収集・分析等に取り組み、もって本学園及び我が国の高等教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 調査・研究及びその成果の活用
- 二 情報収集・分析及びその成果の活用
- 三 その他研究所の目的達成に必要な業務

(研究所長)

第4条 研究所に研究所長を置く。

- 2 研究所長の任命は、学長の意見を聴いた上で理事長が行う。
- 3 研究所長は、研究所の業務を掌理する。

(部門)

第5条 研究所に次の部門を置く。

研究部門

経営戦略部門

- 2 部門に部門長を置き、研究所長が指名する者をもって充てる。
- 3 部門に関し必要な事項については、別に定める。

(学習教育戦略研究所運営委員会)

第6条 研究所に、研究所の運営に関する重要事項を審議するため学習教育戦略研究所運営委員会を置く。

- 2 学習教育戦略研究所運営委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(事務)

第7条 研究所に関する事務は、関係課室等の協力を得て、総合戦略企画室が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。